



2018年9月6日

各位

会社名 株式会社アウトソーシング  
代表者名 代表取締役会長兼社長 土井 春彦  
(コード番号：2427 東証第一部)  
問合せ先 取締役副社長 鈴木 一彦  
経営管理本部管掌  
電 話 03-3286-4888 (代表)

### 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、2018年9月6日付の取締役会において、新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 【本資金調達及び株式売出しの背景と目的】

当社グループは、日本国内において技術系と製造系を中心に人材サービスを提供しており、国内人材サービスは足元非常に好調ですが、当社ではその要因を、自動車産業のパラダイムチェンジや労働法改正などによる一時的なニーズと捉えております。

また、人材の積み上げがトップラインの成長につながる人材サービスにおいて、人口が減少に向かっている国内では、今後、長期的に大きな成長は望めないと判断しております。一方で、世界の人口は75億人から100億人に増えていくといわれておりますが、労働力を必要とする国とそれらが潤沢すぎる国の需給ギャップが存在しており、国をまたいだ人材流動化を可能とするグローバルな事業基盤を拡大させることが、当社の長期的な成長機会を捉える上で重要であると判断しております。

2016年7月に発表し、2016年12月に一部改訂した2017～2020年度中期経営計画「VISION 2020：新フロンティア創出への挑戦」では、当社グループをいかなる事業環境にも打ち克つ強い企業体へと進化させていくことを目標として掲げており、リーマンショック以降、国内外のマクロ環境が目まぐるしく変化する中、技術系と製造系を中心とした国内人材サービス事業のみに依存しない長期的な成長を実現するために、果敢にグローバル進出し、事業拡大してまいりました。

当社グループでは、中期経営計画の実現を促進する手段としてM&Aを推進しており、世界各国への進出機会を模索してまいりました。2017年1月5日付で、ドイツの人材派遣企業であり、機械業界、航空機業界や医薬業界をはじめとした製造事業者向けの人材派遣に強みを持つOrizon Holding GmbHの株式を取得し、また、2018年5月2日付で、オランダ・ポーランドを中心にヨーロッパにおける人材流動化スキームを持つ大手人材会社であるOTTO Holding B.V.の株式を取得し、グローバルの事業基盤を強化いたしました。さらに、直近では、2018年8月31日付で、英国の中央政府、地方政府への人材派遣サービスに強みを持つALLEN LANE TOPCO LIMITEDの株式を取得し、2018年9月3日付で、豪州でICT分野の請負事業、アドバイザリー事業、トレーニングスクール運営事業を運営し、特にPMO (Project Management Office) 分野に強みを持つPROJECT MANAGEMENT PARTNERS PTY LIMITED及びその子会社1社を取得しております。

また、国内においても、2017年4月3日付で、米軍施設向け人材サービス事業を展開するアメリカンエンジニアコーポレーションの株式を取得し、景気変動の影響を受けにくい事業ポートフォリオを拡大させました。

当社グループでは、2020年度に向けて中期経営計画の実現をより確実にし、引き続きM&Aをはじめとし

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

た戦略を推進していくためにも、相応の財務基盤の充実を行うことによってバランスをとっていくことが重要であると考えております。

このため、自己資本比率が低下し、M&Aに伴うのれんが増加している現在の状況下、エクイティ・ファイナンスによる資金調達により、借入金の一部返済して十分な資金調達余力を確保するとともに、自己資本を増強することといたしました。

後記「<ご参考> 3. 調達資金の使途」に記載のとおり、今回の新株式発行による調達資金については、M&Aに関連して借り入れた金融機関からの借入金の返済資金の一部に、残額が生じた場合には、運転資金の一部に充当し、自己資本の積み上げによる財務体質強化を図ってまいりたいと考えております。

それらを通じて、当社グループをいかなる事業環境にも打ち克つ強い企業体へと進化させ、企業価値を更に高めていくことができるものと考えております。

また、売出人による当社株式の売出しにつきましては、当社グループの海外事業が拡大する中、公募による新株式発行と併せて当社株式の売出しを実施することにより、株式流動性の向上及びこれに伴う国内外機関投資家を中心とした株主層の拡大を実現することを目的としております。

## 記

### 1. 公募による新株式発行

(1) 募集株式の種類及び数	<p>下記①乃至③の合計による当社普通株式 22,415,000 株</p> <p>① 下記(4)①に記載の国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 3,900,000 株</p> <p>② 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 16,100,000 株</p> <p>③ 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 2,415,000 株</p>
(2) 払込金額の決定方法	<p>日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2018 年 9 月 26 日(水)から 2018 年 9 月 28 日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。</p>
(3) 増加する資本金及び資本準備金の額	<p>増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
(4) 募集方法	<p>国内及び海外における同時募集とする。</p> <p>① 国内一般募集</p> <p>国内における募集(以下「国内一般募集」という。)は一般募集とし、野村証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社を国内共同主幹事会社とする国内引受会社(以下「国内引受会社」という。)に、国内一般募集分の全株式を買取引受けさせる。当社</p>

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	<p>普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村証券株式会社が単独で行う。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社が共同で行う。</p> <p>② 海外募集</p> <p>海外における募集（以下「海外募集」という。）は、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国を除く。）における募集とし、Merrill Lynch International（以下「海外引受会社」という。）に、海外募集分の全株式を買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して前記（１）③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。</p> <p>なお、前記①及び②に記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集株数 3,900,000 株及び海外募集株数 18,515,000 株（前記（１）②に記載の海外引受会社の買取引受けの対象株数 16,100,000 株及び前記（１）③に記載の海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数 2,415,000 株）を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。</p> <p>また、前記①及び②に記載の各募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。</p> <p>国内一般募集、海外募集、後記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出し（以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。）及び後記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）のグローバル・コーディネーターは、メリルリンチ日本証券株式会社とする。</p>
(5) 引受人の対価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集及び海外募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
(6) 申込期間 （国内一般募集）	発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
(7) 払込期日	2018 年 10 月 3 日（水）から 2018 年 10 月 5 日（金）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(8) 申込証拠金	1株につき発行価格（募集価格）と同一の金額とする。
(9) 申込株数単位	100株
(10) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役副社長に一任する。	
(11) 国内一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

## 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

(1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 3,000,000 株
(2) 売 出 人	土井 春彦
(3) 売 出 価 格	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。
(4) 売 出 方 法	日本国内における引受人の買取引受けによる売出しとし、国内引受会社に全株式を買取引受けさせる。引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格と引受人より売出人に支払われる金額である引受価額との差額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
(5) 申 込 期 間	国内一般募集における申込期間と同一とする。
(6) 受 渡 期 日	国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
(7) 申 込 証 拠 金	1株につき売出価格と同一の金額とする。
(8) 申 込 株 数 単 位	100株
(9) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の承認については、取締役副社長に一任する。	
(10) 引受人の買取引受けによる売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

## 3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

(1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 1,035,000 株 なお、前記売出株式数は上限を示したものである。国内一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、国内一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
(2) 売 出 人	野村証券株式会社

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(3) 売 出 価 格	未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
(4) 売 出 方 法	国内一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から1,035,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しを行う。
(5) 申 込 期 間	引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
(6) 受 渡 期 日	引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
(7) 申 込 証 拠 金	1株につき売出価格と同一の金額とする。
(8) 申 込 株 数 単 位	100株
(9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、取締役副社長に一任する。	
(10) オーバーアロットメントによる売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

#### 4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

(1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式1,035,000株
(2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法	発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
(3) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(4) 割 当 先	野村証券株式会社
(5) 申込期間（申込期日）	2018年10月25日（木）
(6) 払 込 期 日	2018年10月26日（金）
(7) 申 込 株 数 単 位	100株
(8) 前記（5）記載の申込期間（申込期日）内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。	
(9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役副社長に一任する。	
(10) 第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<ご参考>

#### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行」に記載の国内一般募集及び前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から1,035,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、1,035,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が前記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な当社普通株式を取得させるために、当社は2018年9月6日（木）付の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,035,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2018年10月26日（金）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、国内一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2018年10月19日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社はシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村証券株式会社は、国内一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われなない場合は、野村証券株式会社による前記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わなないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

なお、上記記載の取引に関して、野村証券株式会社は、メリルリンチ日本証券株式会社と協議の上、これらを行います。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

## 2. 今回の公募による新株式発行及び本件第三者割当増資に伴う発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	102,133,000株(2018年8月31日現在)
公募による新株式発行に伴う増加株式総数	22,415,000株(注)1.
公募による新株式発行後の発行済株式総数	124,548,000株(注)1.
本件第三者割当増資による増加株式数	1,035,000株(注)2.
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	125,583,000株(注)2.

(注) 1. 海外引受会社が前記「1. 公募による新株式発行」(1)③に記載の権利全部を行使した場合の数字です。

2. 前記「4. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回の国内一般募集、海外募集及び本件第三者割当増資の手取概算額合計上限(※)45,105,964,500円について、40,000,000,000円については、2019年12月までに、Orizon Holding GmbH(取得年月:2017年1月、取得原価:7,564百万円、ドイツで主に製造事業者向け派遣事業を展開する企業)、OTTO Holding B.V.(取得年月:2018年5月、取得原価:8,795百万円、オランダ、ポーランドを中心に欧州において人材サービス事業を展開する企業)、ALLEN LANE TOPCO LIMITED(取得年月:2018年8月、取得原価:2,997百万円、英国にて主に政府系の派遣事業を展開する企業)、PROJECT MANAGEMENT PARTNERS PTY LIMITED(取得年月:2018年9月、取得原価:3,318百万円、豪州で主にマネジメントコンサルティングサービス事業を展開する企業)などを対象会社とするM&Aに関連した金融機関からの借入金の返済資金の一部に充当し、残額が生じた場合には、2019年12月までに、運転資金の一部に充当する予定であります。

(※)前記手取概算額合計上限は、2018年8月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3) 業績に与える影響

今回の資金調達は、財務体質の強化を図り、中長期的な成長に寄与するものと考えております。

## 4. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主への利益還元を経営上の重要課題と認識しております。当社では、2004年にJASDAQ市場に上場以来、株主重視の姿勢を明確にし、配当額の業績連動性を高めるため、連結配当性向を目安とする配当方針を導入しております。当社は、利益の一部を再投資に向けて業容の拡大を図りつつ、株主の皆様への利益還元の充実及び株主層の拡大を図るため、連結配当性向を原則30%としております。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

## (2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。また、「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

## (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化と今後の事業展開への有効投資に充当することで企業価値を高めてまいりたいと考えております。

## (4) 過去3決算期間の配当状況等

	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期
基本的1株当たり当期利益	21.32円	34.85円	62.53円
1株当たり年間配当金 (1株当たり中間配当金)	35.00円 (-円)	42.00円 (-円)	19.00円 (-円)
実績連結配当性向	32.8%	24.1%	30.4%
親会社所有者帰属持分当期利益率	21.1%	33.7%	37.8%
親会社所有者帰属持分配当率	6.9%	8.1%	11.4%

(注)

1. 数値は国際会計基準に基づいております。
2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。2015年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり当期利益を算定しております。なお、1株当たり年間配当金については、実際の配当金の額を記載しております。
3. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を基本的1株当たり当期利益で除した数値です。なお、算出時の1株当たり年間配当金については、2017年10月1日付の株式分割が、2015年12月期の期首に行われたものと仮定しております。
4. 親会社所有者帰属持分当期利益率は、親会社の所有者に帰属する当期利益を親会社の所有者に帰属する持分(期首と期末の平均)で除した数値です。
5. 親会社所有者帰属持分配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり親会社の所有者に帰属する持分合計(期首と期末の平均)で除した数値です。なお、算出時の1株当たり年間配当金及び1株当たり親会社の所有者に帰属する持分合計については、2017年10月1日付の株式分割が、2015年12月期の期首に行われたものと仮定しております。
6. 2016年8月に行った企業結合に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、2016年12月期の連結財務諸表を遡及修正しております。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。



(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、新株予約権を発行する方法によるものです。なお、今回の国内一般募集、海外募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数 (125,583,000 株) に対する下記の新株式発行予定残数の比率は 0.43% となります。

ストックオプション付与の状況 (2018 年 8 月 31 日現在)

決議日	新株式交付 予定残数	新株予約権の行使 時の払込金額	新株予約権の行使 時の資本組入額	行使期間
2014 年 2 月 10 日	131,500 株	1 株につき 254 円	1 株につき 127 円	2016 年 3 月 1 日 から 2019 年 2 月 28 日 まで
2015 年 2 月 2 日	406,000 株	1 株につき 404 円	1 株につき 202 円	2017 年 3 月 1 日 から 2020 年 2 月 29 日 まで

(注) 2017 年 10 月 1 日付にて、普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割をしております。これにより「新株式交付予定残数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使時の資本組入額」が調整されております。

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

・行使価額修正条項付き第 17 回及び第 18 回新株予約権 (第三者割当て) の発行

割当日	2017 年 1 月 6 日
発行新株予約権数	2,791 個 第 17 回新株予約権 : 2,268 個 第 18 回新株予約権 : 523 個
発行価額	総額 85,311,500 円 第 17 回新株予約権 : 新株予約権 1 個当たり 37,500 円 (総額 85,050,000 円) 第 18 回新株予約権 : 新株予約権 1 個当たり 500 円 (総額 261,500 円)
発行時における調達資金の額 (差引 手取概算額)	9,840,676,500 円 (注)
割当先	メリルリンチ日本証券株式会社
募集時における発行済株式数	17,451,200 株
当該募集による潜在株式数	潜在株式数 : 2,791,000 株 第 17 回新株予約権 : 2,268,000 株 第 18 回新株予約権 : 523,000 株

ご注意 : この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

現時点における行使状況	行使済新株予約権数：2,791 個 第 17 回新株予約権：2017 年 3 月 27 日をもって、全個数(2,268 個)の権利行使が完了しております。 第 18 回新株予約権：2017 年 6 月 14 日をもって、全個数(523 個)の権利行使が完了しております。
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	10,393,753,000 円
発行時における当初の資金使途	有利子負債の返済
発行時における支出予定時期	2017 年 1 月～2018 年 12 月
現時点における充当状況	前記支出予定時期に全額を充当済み

(注) 資金調達の額は、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

② 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	2015 年 12 月期	2016 年 12 月期	2017 年 12 月期	2018 年 12 月期
始 値	1,820 円	3,155 円	3,665 円 □1,370 円	2,084 円
高 値	3,550 円	5,330 円	7,660 円 □2,118 円	2,483 円
安 値	1,523 円	2,493 円	3,535 円 □1,345 円	1,638 円
終 値	3,190 円	3,645 円	6,850 円 □2,054 円	1,855 円
株価収益率	29.9 倍	104.6 倍	32.8 倍	—

- (注) 1. 株価はすべて株式会社東京証券取引所におけるものであります。  
2. 2018 年 12 月期の株価については 2018 年 9 月 5 日 (水) 現在で表示しております。  
3. 2017 年 12 月期の□印は 2017 年 10 月 1 日付の普通株式 1 株につき 5 株の株式分割による権利落ち後の株価を示しております。なお、2017 年 12 月期の□印を付していない数値は、それぞれ当該権利落ち前の株価を示しております。  
4. 株価収益率は、決算期末の株価 (終値) を国際会計基準における当該決算期の基本的 1 株当たり当期利益で除した数値です。なお、2018 年 12 月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去 5 年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等  
該当事項はありません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

#### (4) ロックアップについて

国内一般募集、海外募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である土井春彦は、グローバル・コーディネーターに対し、発行価格等決定日に始まり、国内一般募集、海外募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日後 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる有価証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は、グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、国内一般募集、海外募集及び本件第三者割当増資による新株式発行、ストックオプションとしての新株予約権の権利行使による当社株式の交付等を除く。）を行わない旨を合意しております。

上記いずれの場合においても、グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。